

平成 27 年 1 月 29 日

各位

会社名 野村アセットマネジメント株式会社
代表者名 CEO 兼執行役社長 渡邊 国夫
(管理会社コード 13064)
問い合わせ先 投信ディスクロージャー部長 村山 治子
TEL (03) 3241-9511

「NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信」

約款変更のお知らせ

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

「NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信」(銘柄コード：1570) の約款変更について下記の通り決定いたしましたのでご連絡致します。

謹白

<記>

[投資信託約款に係る上場 ETF の名称]

NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信

[変更の内容]

① 販売基準価額および信託財産留保額の変更

追加設定時の販売基準価額を「取得申込日の翌営業日(取得申込受付日)の基準価額に100.05%以内で別に定める率*1を乗じて得た価額」とし、また、一部解約時の信託財産留保額を「解約申込日の翌営業日の基準価額に0.05%以内で別に定める率*2を乗じて得た価額」とする所要の変更を行いません。(次頁以降の「新旧対照表」をご参照ください。)

*1 平成 27 年 2 月 13 日現在 100.02%

*2 平成 27 年 2 月 13 日現在 0.02%

※変更後の販売基準価額および信託財産留保額は、平成 27 年 2 月 13 日以降の取得申込あるいは解約申込に対して適用されます。

※この販売基準価額および信託財産留保額は、東京証券取引所での売買取引に適用されるものではありません。

② 信託金限度額の変更

信託金限度額を、7,000 億円に変更します。(次頁以降の「新旧対照表」をご参照ください。)

[変更の理由]

本 ETF の運用状況、およびその利便性、投資家ニーズ等を勘案し、変更するものです。

[約款変更と書面決議の手続き等]

当該変更は、重大な約款変更には該当しないため、書面による決議は行っていません。

[変更の日程]

平成 27 年 2 月 12 日 内閣総理大臣への約款変更の届出日
平成 27 年 2 月 13 日 約款変更日

[当該投資信託約款変更に係る新旧対照表]

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(信託金の限度額) 第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 <u>7,000 億円</u> を限度として信託金を追加することができます。 ② <略></p> <p>(受益権の申込単位および価額) 第 14 条 <略> ② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日（取得申込受付日）の基準価額に、<u>100.05%以内の別に定める率</u> を乗じて得た価額（以下本条において「販売基準価額」といいます。）とし、販売基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴するものとします。 ③～⑥ <略></p> <p>(追加信託金) 第 34 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に <u>100.05%以内の別に定める率</u> を乗じて得た価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。</p> <p>(信託の一部解約) 第 46 条 <略> ②～④ <略> ⑤ 前項の一部解約の価額は、解約申込日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に <u>0.05%以内の別に定める率</u> を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。 ⑥～⑨ <略></p>	<p>(信託金の限度額) 第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 <u>5,000 億円</u> を限度として信託金を追加することができます。 ② <同左></p> <p>(受益権の申込単位および価額) 第 14 条 <同左> ② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日（取得申込受付日）の基準価額に、<u>100.05%の率</u> を乗じて得た価額（以下本条において「販売基準価額」といいます。）とし、販売基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴するものとします。 ③～⑥ <同左></p> <p>(追加信託金) 第 34 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に <u>100.05%の率</u> を乗じて得た価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。</p> <p>(信託の一部解約) 第 46 条 <同左> ②～④ <同左> ⑤ 前項の一部解約の価額は、解約申込日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に <u>0.05%の率</u> を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。 ⑥～⑨ <同左></p>

(付表)

1. ～3. <略>

4. 約款第 14 条第 2 項の別に定める率は、
「100.02%」とします。

5. 約款第 34 条の別に定める率は、「100.02%」
とします。

6. 約款第 46 条第 1 項の別に定める時限は、「午
後 3 時」とします。

7. 約款第 46 条第 1 項の別に定める一定口数は、
「2 万口以上かつ 2 万口の整数倍」とします。

8. 約款第 46 条第 5 項の別に定める率は、
「0.02%」とします。

9. <略>

(付表)

1. ～3. <同左>

<新設>

<新設>

4. 約款第 46 条第 1 項の別に定める時限は、「午
後 3 時」とします。

5. 約款第 46 条第 1 項の別に定める一定口数は、
「2 万口以上かつ 2 万口の整数倍」とします。

<新設>

6. <同左>

以上